

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第十條 (特定建築物の定期報告) (略) (略) (略)</p>		<p>第十條 (特定建築物の定期報告) (略) (略) (略)</p>	
用途	報告時期	用途	報告時期
(一)	令和三年以後三年ごと	(一)	平成三十年以後三年ごと
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等		劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等	
(二)	令和五年以後三年ごと	(二)	平成二十九年以後三年ごと
旅館又はホテル		旅館又はホテル	
(三)	令和四年以後三年ごと	(三)	平成二十八年以後三年ごと
学校（各種学校を含む）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗、キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの（階数が七以上で、かつ、延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。）		学校（各種学校を含む）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗、キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの（階数が七以上で、かつ、延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。）	

(道路の位置の指定申請)
 第十三条 省令第九条の申請書及び承諾書の様式は、それぞれ別記様式第七号及び別記様式第八号によるものとし、次に掲げる図書及び書面を添えて知事に提出しなければならない。
 一 承諾した者の印鑑証明書
 二 承諾した者が当該承諾に係る土地の所有者であること及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有することを証する書類

(道路の位置の指定申請)
 第十三条 省令第九条の申請書及び承諾書の様式は、それぞれ別記様式第七号及び別記様式第八号によるものとし、同条の承諾書には、承諾した者の印鑑証明書並びにその承諾した者が当該承諾に係る土地の所有者であること及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有すること並びに当該道を政令第四百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理す

三	承諾した者が当該道を政令第百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理することを証する書類	
四	当該承諾に係る土地及びその土地に係る土地の求積図	
五	当該承諾に係る土地及びその土地に係る土地の排水計画図	
六	指定を受けようとする道路の標準横断面図及び縦断面図	
2	前項の規定による添付図書には、それぞれ次の事項を明示しなければならない。	
1	図書の種類	明示すべき事項
2	求積図	土地の面積の求積に必要な各部分の寸法及び算式
3	排水計画図	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
4	標準横断面図及び縦断面図	路面の構成、寸法及び勾配

3-5 (略)

(建築物の許可申請)
第十九条 (略)

2・3	(略)	(略)	許可の種類	(略)
	(略)	(略)		(略)

2-4 (略)

(建築物の許可申請)
第十九条 (略)

ることを証する書類を添えなければならない。

2・3	(略)	(略)	許可の種類	(略)
	(略)	(略)		(略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号の4 (第6条の3関係)
(第1面) (略)

(第2面)

項目	報告内容			
	報告事項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 コ ー ジ エ ネ レ ー シ ヨ ン 設 備	コージェネレーション設 備の仕様, 排熱利用先	(略)	(略)	(略)

注 (略)

改正前

様式第2号の4 (第6条の3関係)
(第1面) (略)

(第2面)

項目	報告内容			
	報告事項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 コ ー ジ エ ネ レ ー シ ヨ ン シ ス テ ム	コージェネレーションシ ステムの仕様, 設置状況	(略)	(略)	(略)

注 (略)

様式第2号の5（第6条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法） （略）				
項目	報告内容			
	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
7 太陽 光発 電設 備	（略）	（略）	（略）	（略）
8 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン 設 備	コージェネレーション設 備の仕様，排熱利用先	_____	A・B・C	_____
注	（略）			

様式第2号の5（第6条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法） （略）				
項目	報告内容			
	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
7 太陽 光発 電設 備	（略）	（略）	（略）	（略）
注	（略）			

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。